

アメリカにおける州預金保険の性格

磯 谷 玲

要 旨

市場経済化の流れのなかで、国家の公共的機能は如何に果たされてきたか、あるいは果たされなければならないかという問題は重要な課題となっている。アメリカにおいては一般的印象と異なり、様々な資産に対応した連邦政府の保険プログラムが存在する。預金保険制度はその嚆矢であり、これに続く連邦保険プログラムに大きな影響を与えてきた。しかし、歴史的には連邦預金保険制度に先行して各州レベルでの預金保険制度が実施されており、連邦預金保険制度もこうした各州の経験の上に創設されている。したがって、連邦預金保険制度の性格を考える上で各州の預金保険制度の態様を明らかにすることは必要な作業であると考えられる。

本稿では、以上のことから、各州預金保険制度の特徴ならびに導入の背景を検討し、預金保険制度の性格を分析した。

投機的なものも含め、旺盛な資金需要に応えるための銀行信用の供給と、それゆえの紙券の安全性・確実性の低下が預金保険制度導入の大きな契機であり、この意味で預金保険制度は金融機能の一翼を担うものであった。

目 次

はじめに

I. 南北戦争以前の州預金保険制度

1. ニューヨーク安全基金
2. ニューヨーク州以外の州での預金保険制度

II. 南北戦争以後の州預金保険制度

1. オクラホマ州預金保険

2. カンザス州預金保険制度

3. ネブラスカ州預金保険制度

4. テキサス州預金保険制度

5. 州預金保険制度の終焉と連邦預金保険制度の設立

はじめに

今日、市場経済化の波のなかで、国家機能の「公共性」をめぐる問題は重要な課題となっている。この問題は一面では、セーフティ・ネットという形で議論されてきた。

アメリカでの連邦レベルでのセーフティ・ネットは、(1)資産保護に関する領域(2)生命・健康維持に関する領域(3)雇用関係に関わる領域の三つの領域に大別することができる。(1)には、預金保険や年金保険、洪水保険などがあり、多様な資産に対して多様な形でセーフティ・ネットを提供しているのに対し、(2)では、連邦レベルでの皆保険制度が成立していないという状況であり、(1)の領域が充実しているのに対し、(2)については整備が進んでいない、という特徴をもっている。アメリカのセーフティ・ネットはその移民国家としての特殊性を反映し、あるいはそれに規定されていると考えられるが、一見して明らかなことは(1)の領域では、その多くが保険プログラムという形で提供されているということである¹⁾。

この保険プログラムという形の嚆矢が預金保険である。

連邦レベルの預金保険は1933年銀行法により設立されたが、州レベルの預金保険あるいは銀行債務保険²⁾は1829年のニュー・ヨーク安全基金(Safety Fund)にまでさかのぼることができる。連邦預金保険もこうした州レベルでの預金保険の経験の上に成立しており、預金保険の性格を検討する上で、州レベルでの預金ならびに銀行債務保険制度の考察は不可欠な一環をなすものである。したがってまた、このことは今日の連邦保険プログラムやその性格を分析す

る上でも不可欠の課題であると考えられる。

ところで、セーフティ・ネットあるいはその在り方は、マクロ的な意味において、証券投資を含むリスク・テイキングの在り方と密接に関わっている。日米のリスク・テイクの相違は様々な形で言及されることの多い問題だが、アメリカでのリスク・テイクの態様を理解するためには、それがどのようにして形成されてきたのかを知らなければならない。セーフティ・ネットの形成過程や性格を理解することはその重要な一環をなすものであると思われる。

本稿では以上の点をふまえて、州レベルの預金保険制度の特徴・性格と経済的背景についてみていくことにしたい。以下通例の区分にしたがって、南北戦争以前と以後に分けて扱うことにするが、南北戦争以前のものについてはニュー・ヨーク州の預金保険制度を、以後のものについてはオクラホマ州など4州の預金保険制度をとりあげることにする³⁾。

I. 南北戦争以前の州預金保険制度

1. ニュー・ヨーク安全基金

(1) 1829年以前における銀行業

1829年以前における銀行業を特徴づけるものは、紙券発行であろう。当時は、国法銀行制度はなく、また中央銀行も存在していなかった。州の認可によって設立された民間銀行による紙券発行が経済過程において重要な役割を果たしていたのである。もっとも、収益という点から考えると、都市部の銀行(City Bank)と郡部の銀行(Country Bank)では相違している⁴⁾。

郡部の銀行の利益は、1827年段階では、流通

表1 ニュー・ヨーク州における銀行の財務状況 (1829年)

(単位 ドル)

	割引および融資	払込資本	紙券	預金	正貨
都市部の銀行					
Mechanics and Farmers' Bank, Albany	1,017,962	312,000	325,000	396,774	26,000
Bank of Albany	484,077	240,000	100,700	151,018	30,261
New York State bank, Albany	791,814	369,600	178,002	359,707	30,976
City Bank, New York City	1,267,033	1,000,000	244,904	219,215	66,806
Union Bank, New York City	1,252,840	1,000,000	200,320	222,068	45,754
Bank of America, New York City	2,328,074	2,031,200	221,884	332,238	184,610
Mechanics' Bank, New York City	2,848,898	2,000,000	607,105	755,794	199,114
Merchants' Bank, New York City	2,083,298	1,463,000	574,325	625,992	222,396
Tradesmen's Bank, New York City	743,454	363,160	198,140	248,046	33,357
New York Bank, New York City	2,904,991	1,973,200	540,955	796,912	99,978
Phoenix Bank, New York City	980,026	500,000	337,288	340,324	79,078
計	16,702,467	11,252,160	3,528,623	4,448,088	1,018,330
郡部の銀行					
Jefferson Country Bank	109,343	74,000	94,545	18,921	14,113
Bank of Utica	1,198,799	500,000	607,046	176,041	25,500
Bank of Geneva	489,522	300,000	372,654	128,248	30,745
Ontario Bank	1,118,987	500,000	500,944	267,776	28,937
Farmers' Bank	618,433	278,000	153,397	79,686	11,660
Bank of Troy	948,660	352,000	326,379	96,394	10,533
Mohawk Bank	273,080	165,000	78,128	83,893	12,941
Bank of Auburn	228,393	143,928	264,630	49,470	30,455
Middle District Bank	567,807	397,485	293,750	45,288	15,684
Catskill Bank	414,747	110,000	274,510	80,940	7,965
Central Bank	217,749	86,000	171,527	16,208	18,096
計	6,185,520	2,906,413	3,137,510	1,042,865	206,629

[出所] Chaddock [1910], pp. 239-240.

にとどまる紙券の大きさに依存しているが、都市部の銀行はより大きな資本と預金を有しており、それによって割引を延長していたので、結果として紙券発行には依存しなかったとされている。

また、資本金は約5分の1から2分の1が実際に払い込まれたにすぎなかったことが報告されている。上述のように、郡部の銀行は紙券発行にその利益を依存していたから、しばしば紙券の額は実際に払い込まれた資本金の額を大幅に超過していた。

さらに、紙券の払い戻し (redeem) のための正貨準備は非常に少額で、紙券と預金の合計

額の18分の1から17分の1であったとされている。

表1は1829年段階での22銀行の財務状況を示したものである。

都市部の銀行の預金量は郡部の銀行の4倍、正価の保有量は5倍である。流通している紙券量は資本金の3分の1より少なく、預金の4分の1にすぎない。

郡部の銀行では、払込済み資本金は融資および割引の総額の2分の1であり、流通紙券量は資本金をこえ、預金の3倍に達している。

正価保有量は、健全な銀行業の基礎としては、非常に少ない。

都市部の銀行と郡部の銀行とではこのような相違が存在していたので、安全基金の設立にあたって、都市部の銀行は反対することになる。

こうした銀行業の状況とともに留意しておかなければならないと思われるのは、当時の銀行設立をめぐる問題である。

第1は、銀行免許の希求が増大したことである。1819年の議会報告によれば、銀行が成功し、高配当が行われるにしたがって、銀行免許を求める声は大きくなっていった。銀行設立は資金需要に応えることを目的としたものと投機目的のものとが混在し、銀行は産業上の需要のないところにも設立され、適切な払い戻し手段の講じられない、過剰な紙券発行が行われた。こうした紙券を流通させるため、しばしば速やかな払い戻しが行われないような障害が設けられた。こうした行為は公衆に不信感を抱かせるものとなった。

第2に、ニュー・ヨーク州においては他の諸州と同様、銀行の設立に関しては、個々の銀行ごとに立法によって認可を与える特許主義が採用されていた。このため、特許状の授受は政争の対象であった。議会の多数派を占めることは、銀行設立に有利な立場に立つことを意味し、銀行設立に伴う株式の分配やそれによる利益を享受することはしばしば政争の「戦利品」と考えられていた。

1825年に議会はアルバニー商業銀行の設立を認め、株式分配を委員会に委託したが、委員会は自分たちや自分たちの仲間数人に大多数の株式を分配した。これに対して他の応募者は公開の集会を開き、以下のような決議を採択した。すなわち、「委員たちは、公共の事業と利益とを個人的な利益と投機へと転換している」というものである。こうした不満は一般的であり、

このような株式分配方法は深刻な悪弊をもたらしていた。こうした分配方法はしばしば数人の人間が投機や政治的目的のために銀行をコントロールする事を可能にした。

1829年以前の銀行破綻は、銀行をめぐる上述のような不正な状態があることを示し、公衆の信頼を損ねた。コールデン (Colden) 上院議員によって近年の銀行免許は融資を行いたい者に授与されているのではなく、株式を売却して利益を得たいと考えている者に授与されている、という批判が行われたが、これらのことはこの批判が正当であることを示すのに十分であった。

このような状況に対し、1827年の議会で法改正が行われ、以下の行為を取締役が行うことは禁止された。すなわち、利益以外から配当を支払うこと、いかなる方法においても資本金を株主に支払うこと、あるいは当局との合意なしに資本金を減額すること、株主の紙券 (note) を受け取ること、あるいは資本金の支払いにおいて割引を行うこと、株式を引き替えに他社から自社の紙券や債券を受け取ること、あるいは他社の紙券、債券、株式を受け取ること、払込済み資本金の3倍をこえて融資や割引を行うこと、取締役に対して、あるいは取締役が責任をもつ書類に基づいて払込済み資本金の3分の1以上の融資や割引を行うこと、である。

以上述べてきたことから明らかなように、1829年以前の銀行業は、正貨準備の点などの経済的側面からもまた免許をめぐる腐敗やスキャンダルといった政治的・社会側面からも安定的な紙券供給を脅かされる状態にあった。

既述の法改正もこうした状況への対応の一つであったし、これから述べる安全基金の設立もその対応の一つである。

(2) 1829年安全基金法

上述のような情況は、議会に対応を迫るもので、27年の法改正もその一環である。1829年の会期では29の免許更新と37の新規登録が審議されることになっており、銀行制度に何らかの変更を加える好機であった。

フォルマン (Joshua Forman) が安全基金に関する提案を行ったのはこのような時期であった。彼の提案は、とりわけ紙券発行の安全性を強調したものであると考えられている⁵⁾。特許主義の下で、認可銀行は紙幣供給に関して排他的な地位を有しており、銀行はこの地位を利用して利益を上げていたのである。それゆえ、州はこうした紙幣の健全性を保証しなければならないと考えられていた。

フォルマンのプランの基本的な内容はこうである。

- (1) 州内のすべての銀行が、単一の機関 (Association) に参加し、おのおのの銀行の債務に対し、全体で責任を負う。ただし、利益や繁栄はおのおのの銀行に属する。
- (2) 各銀行に対する調査権限を有する銀行理事会を設立する。
- (3) 銀行の資本は安全な公共事業体の株式 (safe public stock) か債券やモーゲージに投資されるべきである⁶⁾。
- (4) 銀行は更新されることのない、満期がくれば支払われる短期の商業手形の割引にその業務を限定されるべきである。

州知事は、フォルマンのプランを踏襲した原案を作成し、議会はこの原案をふまえて法案を作成した。提案された法案の主な内容は

- (1) 認可された、あるいは免許が更新された各銀行に、一定の比率で共同ファンドへの

拠出を求める。このファンドから、銀行が破綻した場合、資本や破綻銀行自身の資産を費やしても残った全ての債務を支払う。

- (2) いかなる銀行も1年あたり、資本金の0.5%をこえて支払いを要求されない。この支払いは総額が3%に達するまで続き、3%に達した後は、銀行破綻に伴う支払いによって基金が減少するまで停止される。
- (3) 将来基金が枯渇した場合、1年あたり0.5%を超えない範囲で追加徴収を行う権限が監督当局に与えられる。
- (4) 3人の理事が選出され、1人は知事によって、2人は銀行によって指名される。理事は少なくとも4半期に1回は(そして3行以上の安全基金銀行が要求した場合にはより頻繁に)法によって組織されている銀行を訪問・調査する義務がある。理事には各銀行を検査する権限が与えられる。
- (5) 銀行が免許や安全基金法の条項に違反していた場合、理事会は銀行に対し禁止令を発する権限が与えられており、調査の結果裁判所が必要と認めた場合には、管財人が指名される。
- (6) 銀行が、①基金への支払いを無視した場合、②資本の半分を失った場合、③正貨の支払いを90日間停止した場合、④検査を拒否した場合、には解散されることもありうる。
- (7) 銀行は毎年理事会に対して報告書を提出するよう要求される。
- (8) 紙券発行は払込済み資本金の2倍、融資および割引の総額は資本金の2.5倍までとする。
- (9) 理事が、いかなる銀行の株主となることも禁止する。

(10) 資本金は全て払い込まれるものとされ、営業開始以前にこのことを宣誓する書類が登録されることとされた。この措置は、以前に存在していた株式分配をめぐる悪弊を除去する上で有効であり、また画期的であると考えられていた。

以上が法案の主な内容である。

この法案に対し、ニュー・ヨーク市の銀行は強力に反対した。都市部の銀行の資本と預金は郡部のそれよりも大きく、紙券の利用はより限定的だったからである。安全基金法は払込資本金の2倍までの紙券発行を認めていたが、都市部の銀行が流通させていたのは資本金の3分の1にすぎなかった。流通している紙券の大きさが資本金をはるかにこえている郡部の銀行の場合とは事情がまったく異なっていたのである。

当時の主要な関心事は紙券の保証であり、その他の債務についてはほとんど関心が寄せられていなかった。それゆえ、都市部の銀行は、資本金よりも小さい紙券を保証するために、そしてそれだけではなく、資本金に比して過大な量を流通させている、郡部の銀行の紙券をも保証するために、資本金に課税されることに反対したのであった。また安全基金は資本金に対する責務はなく、さらにこの法律は、都市部の銀行と郡部の銀行とをパートナーとし、都市部の銀行の信用の水準を郡部の銀行のそれにまで低下させるものである、として反対した。

一方、同法案に対し、次のような興味深い修正案が提出された。すなわち、詐欺的な紙券の過剰発行と偽造を防止するために、全ての紙券は集権的なある機関によって副署され、認可された額を銀行に対して発行するものとする、という修正案である。だが、この修正案は採用されず、安全基金は後に、巨額の、そして不法に

発行された紙券に苦しめられることになる。この欠点は、1843年まで、すなわち健全な銀行が良心的でない銀行家達によって実際に苦しめられるまで存続した。

こうした反対にも関わらず、安全基金法案は下院では76対29で、上院では20対6で可決された。

同法により、1829年にはすでに免許を獲得し、更新の時期をむかえていた16行と新規の11行が免許を授与された。免許の規定は統一されており、預金ならびに割引を行う場所、免許の存続期間、資本総額、業務範囲、資本、紙券、融資・割引に関する制限、安全基金への年0.5%の寄与、理事会による検査が規定されていた。

ニュー・ヨーク市の銀行は当初安全基金法に基づく免許を拒否した。その理由としては都市部の銀行は郡部の銀行よりも低い配当しか行っておらず、また合衆国銀行との競争のため高い利子もとれない状況にあったことが指摘されている。それゆえ、都市部の銀行は安全基金への追加的な拠出を行う余裕がなかったのである。だが、これも一時的なもので、1830年には先の27行に加え、9行が新たに免許を授与された。31年には8行の免許が更新され（これらはすべてニュー・ヨーク市の銀行だった）、9行が新規に免許を授与された。32年には2行が免許を更新し、7行が新規に免許を授与された。1833年から36年にかけて計28の新規免許が授与され、その他を合計して、1829年法に基づいて93行が免許を授与された。

このようにして成立した基金であるが、ここで注意しておかなければならないのは、その性格である。この点について Golembe は以下のような、非常に重要な指摘を行っている。

「多くの提案者や銀行債務保険制度 (bank-obligation insurance system) の運用者達の行動や発言から明らかなことは、主要な目的は個々の預金者や紙券保有者を損失から保護することではなく、銀行破綻によって破壊されあるいは機能しなくなった流通手段を回復することにある、ということである。この点からすれば、銀行債務保険は金融的な機能を有していたのであり、小規模な債権者の保護はこの主要な目的を達成するために付随して生じたことなのである。⁷⁾」

ここで、Golembe がいっていることを、当時のアメリカ経済の一般的状況もふまえて解釈すればこうである。

アメリカでは、生産の急速な拡大を実現するために、銀行信用が必要とされていた。自由銀行法の成立を導いたのも、ひとつにはこうした無制限な銀行信用の利用を求める経済過程の要求である。しかし、銀行信用の濫用、具体的には過剰な紙券発行はすでにみたような様々な弊害を引き起こし、なかでも銀行破綻は経済過程一般に対して深刻な影響を与えた。したがって、銀行信用を極限まで利用するということも、銀行信用を制限・管理して紙券流通の安定性や銀行経営の健全性を確保するというということも、ともに当時の、総体としてのアメリカ経済過程の内在的な要求だったのである。安全基金制度はこのような矛盾した要求を処理し、併存することを可能にする制度だったのである。

(3) 安全基金制度の下での銀行業

安全基金は形式的には1866年まで存続するが、実質的な活動は1838年のいわゆる自由銀行法が成立するまで、あるいは1840年から1842年にかけての恐慌による負担が深刻な影響を与え

るまでと考えられるので、ここでは1830年代を中心に銀行業の状況と基金が抱えていた問題点等についてとりあげることにしたい⁸⁾。

まず、第1に、正貨準備の矮小さ、あるいは過剰な紙券発行である。

1833年の理事会報告では、流通している紙券の総額が1,200万ドルであるのに対し、正貨準備は200万ドル以下で、恐慌時には危険な水準であるとしている。同様の指摘は繰り返行われている。

第2に、これと関連して、しばしば指摘されているのが、銀行の要求されている業務、あるいは銀行が従事すべき業務は事業創出のための資本の供給ではなく、健全な通貨の供給であるとの認識である。特に郡部の銀行の割引活動について、半分は実体的な経済取引に基づくもの、満期がくれば支払われるものだが、半分は実体的な経済取引に基づかない融通手形 (accommodation paper) であり、こうした融通手形はしばしば更新されるものであるとしている。こうした融通手形による貸付は借り手が最も資金を必要としているときに引き上げられる可能性がある。

第3に、銀行株への投機の問題があるが、これは二つの側面に分かれる。

ひとつは、実体経済の拡大や成長に起因する銀行への需要の増大を基礎とする、銀行設立のブームと銀行株への投資の拡大である。1830年代半ばには州西部での投資熱が拡大しており、銀行設立への圧力も増大しており、投機が拡大していった。

もうひとつは、特許制度と結びついた、腐敗・スキャンダルも含む銀行株の分配をめぐる問題である。この件に関しては、ジェファーソン・カウンティ・バンク (Jefferson County

表 2 銀行申請・認可情況 (1836年)

(単位 ドル, %)

区域名	資本総額 (1826)	資本総額 (1836)	資本総額 の伸び率	申請資本金額 (1836)	認可資本金額 (1836)	認可額／ 申請額	申請額／資本 総額(1836年)
I	19,070,000	21,861,200	114.6%	10,290,000	2,500,000	24.3%	47.1%
II	1,450,000	1,295,660	89.4%	700,000	650,000	92.9%	54.0%
III	3,535,000	4,304,600	121.8%	3,595,000	250,000	7.0%	83.5%
IV	NA	500,000	NA	1,400,000	200,000	14.3%	280.0%
V	1,400,000	1,630,000	116.4%	1,420,000	770,000	54.2%	87.1%
VI	400,000	990,000	247.5%	1,350,000	450,000	33.3%	136.4%
VII	1,300,000	1,950,000	150.0%	1,850,000	200,000	10.8%	94.9%
VIII	250,000	1,750,000	700.0%	6,600,000	800,000	12.1%	377.1%

(注) ローマ字は上院選挙区分で、それぞれ以下のように構成されている。

- I Richmond, Kings, Queens, Suffolk
 - II Westchester, Rockland, Putnam, Orange, Dutchess, Ulster, Sullivan, Delaware
 - III Columbia, Greene, Schoharie, Albany, Rensselaer, Schenectady
 - IV Washington, Saratoga, Montgomery, Fulton, Warren, Hamilton, Essex, Clinton, Franklin, Lawrence
 - V Herkimer, Oneida, Madison, Lewis, Oswego, Jefferson
 - VI Chenango, Broome, Tioga, Chemung, Steuben, Tompkins, Cortland
 - VII Ontario, Yates, Seneca, Gayuga, Wayne,
 - VIII Allegany, Cattaraugus, Chautauqua, Erie, Niagara, Orleans, Genesee, Wyoming, Livingston, Monroe
- 〔出所〕 Chaddock [1910], p. 273.

Bank) の例が挙げられている。1836年 8 月 15 日および 16 日、に同銀行の理事 9 名は増資のための募集を行った。約 500 名が応募し、応募金額は募集金額をこえていた。その後、理事達は株式分配を行ったが、実際に株式を入手できたのは 97 人であった。9 人の理事は法的に認められている最大限度である 250 株式を受け取っていた。この分配の過程では代理人を用いて法により認められた上限をこえて株式を取得することも行われていた。委員会による調査が行われた時点では、すでに株式の移転が行われた後であり、株主は 36 人であった。平均的な保有株数は 333 であったが、内 7 人は当初 97 人に割り当てられた合計 12,000 株の内、7695 株を所有していた。

こうした不正な手法は、オネイダ銀行 (Oneida Bank) の場合にも行われており、統計的な確認はできないが、広範に存在していたものと思われる。

こうした不正・腐敗の存在とそれへの対処の

必要性は、1838 年の一般法、いわゆる自由銀行法の成立へと結実してゆくことになるのだが、特許主義の下でも対応策は講じられていた。

1837 年の法改正は、株式の販売は時間および場所を 3 週間以前に明示して、公開 (Public auction) で行われるべきであること、株式単位は 100 ドルとすること、売買株式数も規定されており、初日は同一個人に 5 株以上、2 日目には 10 株以上、3 日目には 20 株以上販売してはならないとされた。また、最初の 3 日間で株式を購入できるのは、銀行の所在地と同一の郡 (County) に居住している個人に限られた。さらに払込が終了してから、3 ヶ月以内はいかなる方法でも販売・譲渡する事は禁止された。

1837 年はまた、基金に要求がだされた最初の年でもある。委員会は法令違反をおかした三つのバッファロー市の銀行に対して停止命令を出した。29 年法の規定によれば、破綻銀行の債務の支払いは清算が終了して後に行われることになっていた。しかしすぐに紙券保有者は支

払いを待つ間の減価によって損失を被ると考えられるようになった。議会は37年5月に破綻銀行の債務支払いを、基金を利用することによって直ちに行えるようにした。

(4) 1838年自由銀行法

安全基金は成立後9年間に五つの銀行破綻を経験したが、損失は生じなかった。しかし、1838年には別のシステム、すなわち自由銀行法に基づくシステムが開始された。すでに1825年に上院に提出された報告書は、自由銀行の利点を認めており、実際に立法化されるかなり以前の段階から「自由銀行」という方法が選択肢の一つとなっていたことがうかがえる。

自由銀行制度が求められた理由として、二つの点があげられる⁹⁾。

ひとつは、「反独占」の気運の高まりである。これは既述したような特許主義の下での腐敗や脱法行為、あるいはそうした行為に基づく私益の追求への反発を根拠としていた。

もう一つは、より経済過程に基礎をおくものである。州西部は活発な経済成長を基盤として、より多くの銀行を求めているが、議会による認可は遅く（遅くなる理由は、免許をえた銀行は競争相手をより少なくしようとしたからである）、またこの要求を満たすものではなかった。表2は銀行資本の総額や1836年における申請・認可状況を示したものである。概略的には、ローマ数字（I, II, ...）の番号が大きくなるにつれて西部へ移動していく。この表2からいえることは、西部ほど銀行に充当されている資本金の絶対額が小さいこと、26年から36年にかけての伸びは西部の方が大きいこと、また資本金額に比した申請額の割合も西部の方が大きいこと、しかし、認可額の割合は西部の方が

概して小さいこと、である。

もちろんこのような認可状況が妥当であったかどうかは別に検討しなければならないが、少なくとも経済的要求に応じて銀行が設立でき、あるいは利用できないことは特許主義の弊害として認識され、それゆえ、現行システムへの反対が生じ、それは紙券の安全性ではなく、主に認可の独占に対するものという形式であられることになった。

法案は下院では86対29で、上院では20対8で可決された。

新法の下では、諸個人および諸機関は銀行業に参入することが認められ、合衆国公債、ニュー・ヨーク州公債、監督官によって承認された他州の公債、および特定の債券・モーゲージを預託すれば監督官から紙券を受け取ることが可能になった。また、名称の確定、資本金額の決定を行う権限が与えられた。最低払込済み資本金は10万ドルとされ、営業地域を選定することが規定された。銀行が破綻した場合には、監督官は預託されていた証券を売却し、その収益を払い戻しにあてることとされた。この場合の問題は、預託された証券によっては売却圧力が存在する下では、減価してしまうということである。ニュー・ヨーク州公債は平均して額面の88.5%、他州の公債は49から73%、債券・モーゲージは約70%でしか売却できなかった。額面価格と実際に売却できた価格との差は紙券保有者の損失となった。

安全基金というシステムと自由銀行というシステムのどちらが優れているか、ということとはたとえば数字的には、安全基金システムにおいては16年間で破綻銀行は11行、自由銀行システムにおいては数年間の活動で29行（1846年段階での比較）であるという比較もあるが、明確な

結論が出されているわけではない。

しかし、全体としてみた場合、二つのシステムが併存することにより、事態は悪化したとされている。

予期されなかったことだが、通貨の量は縮小した。一般法（自由銀行法）に基づいて設立された銀行は、自己の発券した紙券を市場で、額面以下で購入することができた。安全基金銀行にはこれは認められていなかった。自らの発行した紙券や安全基金銀行の紙券を額面以下で購入することは、自由銀行にとって割引業務よりも利益が上がる業務であり、さらに安全基金銀行の紙券を流通から退去させた。安全基金銀行が発券した紙券は、すぐに自由銀行によって集められ、払い戻しが行われたので、安全基金銀行の割引能力は低下した¹⁰⁾。自由銀行の多くは、広範囲での割引業務を行わずに、自らのあるいは他行の発券した紙券をシェービング（Shaving）する事で事業を行っていたので、借り手の資金上の困難も発生することとなった。

2. ニュー・ヨーク州以外の州での預金保険制度

ニュー・ヨーク州に続き、バーモント州（1831）、ミシガン州（1836）でも同様の制度が導入された¹¹⁾。

インディアナ州でも1834年に銀行債務保険制度が導入されたが、同州の制度は上記3州とは少し異なっている。まず、州銀行が設立され、州内の銀行は全て州銀行の「支店」とされた。州銀行自体は銀行業を営まず、支店のみが実際の銀行業務に従事した。なお、この「支店」は、資本関係や経営は独立しており、今日いうところの「支店」や、ブランチ・バンキング（branch banking）が意味するものとは異

なっていることに注意する必要がある。基金は設立されず、銀行が破綻した場合、存続した各「支店」が破綻行の全ての債務に対し責任を負う、というものであった。

オハイオ州では1845年に銀行制度改革の必要性に迫られ、インディアナ州と同様の「州銀行」制度を導入したが、インディアナ州と異なっていたのは基金を設立したこと、および修正されたニュー・ヨーク州の保険制度と同様、保険の対象は流通している紙券に限定された。

これらの諸制度はミシガン州を除き、1845年以降も存続し続けたが、1866年までにはいずれの制度も消失した。この理由として、第1に紙券流通を保険する代替的な選択肢として「自由銀行」制度が拡大していったことが、そして第2に1863年に国法銀行制度が設立されたことがあげられる¹²⁾。

II. 南北戦争以後の州預金保険制度

州預金保険設立の動きは、1907年の恐慌を契機として再び活発になる¹³⁾。南北戦争以前の時期との違いは、第1に国法銀行制度が成立していること、第2に銀行業務において紙券発行にかわって預金のウェイトが上昇したことである。

1. オクラホマ州預金保険

（1）法制度の特徴

オクラホマで預金保険制度が導入された大きな契機となったのは（これは預金保険制度を導入した他の諸州にも当てはまることではあるが）、1907年の恐慌であった。1886年や1887年にも預金保険制度の導入が提唱されていたが、成立にはいたらなかった。

オクラホマ州の預金保険の特徴は、第1に強制加入であるということであり、州の免許を受けている銀行は全て対象とされた。第2は、預金者は銀行が破綻した場合には直ちに払い戻しを受けるとされたことである¹⁴⁾。

このためのファンドを創設するために、各州法銀行および信託会社の平均的な1日の預金量の1%に相当する金額が課せられた。預金量が前年より増加した場合には、増加分に対する課金も行われる。ファンドが枯渇するような場合には、特別の課金が行われ、この課金に対する上限は設定されなかった。

1909年には課金の水準は1%から5%に引き上げられた。最初の1年には1%が、翌年からは0.25%が課金され、これは合計が5%になるまで続けられるとされたが、1913年には再び改正が行われ、課金の水準は5%から2%へと引き下げられた。

また1909年の改正では基金が損失を埋められない場合（ここには特別課金の不調に終わった場合も含まれる）は、州銀行委員会は支払いを受けられなかった預金者に対し6%利付きの債務証券（certificates of indebtedness）を発行するものとされた。

当初の考え、すなわち厳しい損失にも、通常および特別課金によって巨大なファンドを維持しようとする考えは、次第に薄れていき、緊急の場合には、銀行委員会はオープン・マーケットで利付き債券を売却することで資金調達を行った。

1909年の改正はまた、ファンドの75%は州債や類似証券に投資されること、残りの25%は州銀行委員会によって保有されることとした。

さらに、当初の預金保険は全ての預金を対象としていたが、他の方法で保護されている預金

は預金保険の対象ではなくなった。また、銀行委員会によって認められている上限をこえた利子が支払われている場合には保険の対象ではなくなった。信託会社の預金も当初保護対象となっていたが、1911年に除外された。

（2） 付保銀行の推移

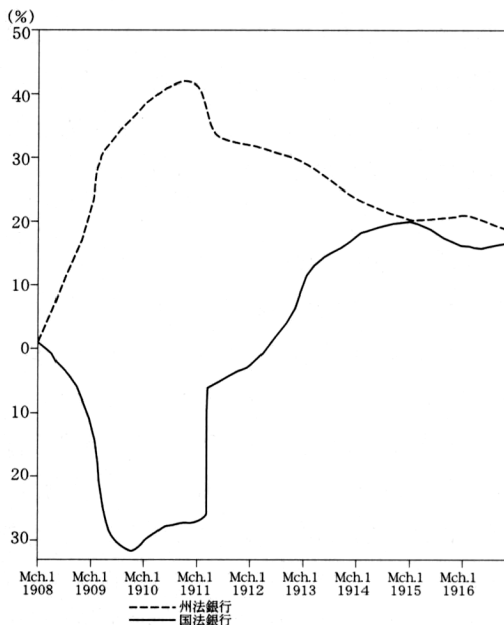
預金に対して付保されるということは、付保された銀行の預金獲得にとって、あるいは銀行経営にとって有利であると考えられていた。国法銀行の加盟は任意であったが、1908年の通貨監督局（Comptroller of the Currency）の規則によって州の保険機構に参加することは禁止されていたので、付保を望む国法銀行は免許の転換、すなわち新たに州免許を取得する事によって加盟した¹⁵⁾。1908年から1916年の間の州法銀行と国法銀行の行数および預金高の推移を図1、2に示しておく。

州法銀行の爆発的な増加は当初の期間だけで、コロンビア銀行（Columbia Bank）の破綻とそれに伴う負担は国法銀行への転換・再転換を促進することになった。特に大規模な州法銀行は州預金保険システムを脱退し、国法銀行へと転換した。図2に示された国法銀行の預金高の比率増大はこのことを示唆していると考えられる。こうした動きは結果として州保険システムに残った銀行の1行あたりの負担を増加させるものとなった。またこのことは、州保険システムに残った銀行の規模が相対的に小規模なものであったから銀行経営により一層の負担を強いるものとなった。

（3） 銀行破綻とその要因

オクラホマ預金保険システムにおける最初の銀行破綻は1909年9月に生じた、コロンビア銀

図1 銀行数 (オクラホマ州)



〔出所〕Robb [1921], p. 84.

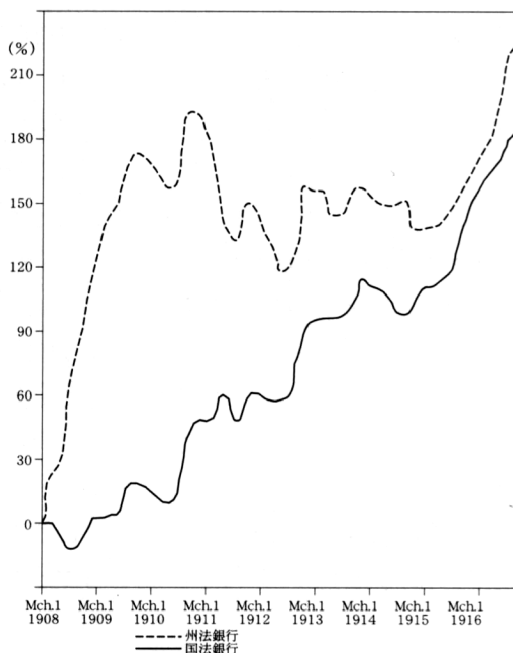
行 (The Columbia Bank and Trust Company) であった。同行はオクラホマ州最大の銀行で、破綻時の預金は約280万ドルであった (1909年9月1日)。同行の破綻は最初のケースであるという理由とともに、以下の2点で、非常に興味深いものである。

第1に、先に述べた300万ドル近い預金は、急速に形成されたものであったということである。

1908年9月にはその預金残高は約36万5,000ドルであった。これが1909年2月には約112万ドルとなった。同行の急激な預金増大は1909年1月に W.L. Norton, H.H. Smock らによって買収されたことを契機としている。これらの預金は、法定利息の上限である4%以上の高い金利が支払われており、しかもその相当の部分がオクラホマ市以外の地域から集められていた。

第2は、こうして集められた預金は、Norton や彼の仲間の事業を円滑に進めるために用いら

図2 預金量 (オクラホマ州)



〔出所〕Robb [1921], p. 85.

れたということである。

コロンビア銀行のケースを発端として、1921年までに銀行破綻は29を数えた。

オクラホマ州での銀行破綻の一般的な要因として、(1)銀行側の投機的精神(2)保険法およびその他の銀行関連諸法における制度上ないし監督上の欠点(3)新興諸州における急速な発展に伴う経済状況の変化、の3点があげられているが、オクラホマのような経済成長の著しい新興地域では、急速な生産の拡大を可能にする銀行の大きな役割を果たすことが要請されたのである。銀行破綻は、したがって、一面では急速な経済成長と調整の結果でもある。

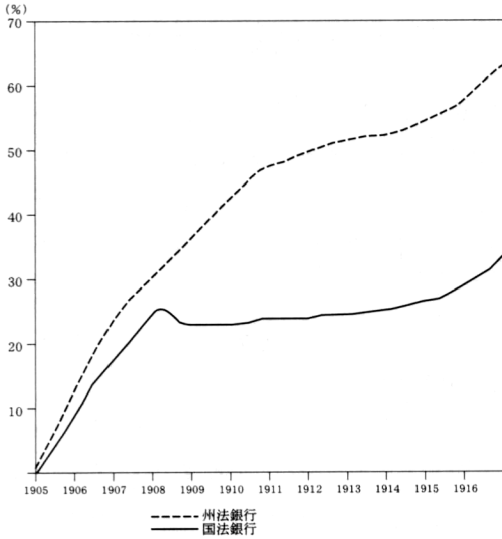
2. カンザス州預金保険制度

(1) 法制度の特徴

カンザス州の預金保険システムはオクラホマのそれとは相当異なった原則を採用した。

第1は、預金保険への加入は自主的なもので

図3 銀行数（カンザス州）



〔出所〕Robb [1921], p. 126.

あったということである¹⁶⁾。

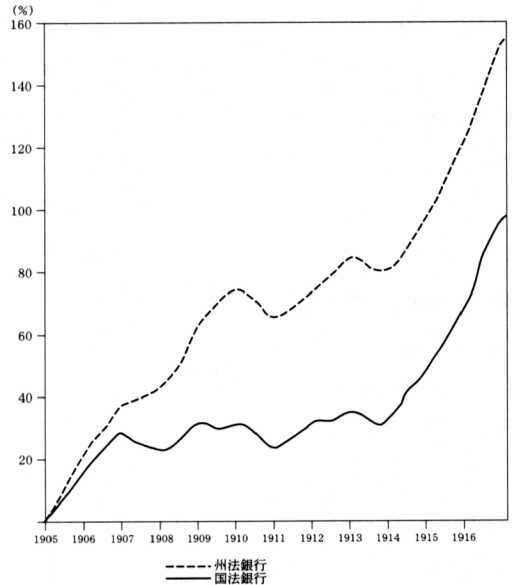
オクラホマ州の預金保険においては、誠実な銀行が不正な銀行の支援をすることになるとの批判がだされていたが、自主的加入の原則を採用したことで、こうした批判は鎮められた。

第2は、預金者への支払いが銀行破綻後直ちに行われるのではない、ということである。

銀行が破綻した場合、銀行委員会は各預金者に対して6%利付きの負債証券（Certificate of indebtedness）を発行し、破綻銀行の清算が終了した後、支払われるという方法が採用された。もっとも、預金保険機構は即座の支払いを行わなかったが、その発行する利付き証券は優良証券の一つとみなされており、各銀行は新規預金の開拓という意味合いもあってこの利付き証券の獲得に熱心だったので、現金と同等であった。

預金保険に加入するには厳格な規準（3%を上限とした利子率、預金が資本金の10倍以内であること、等¹⁷⁾）を満たすことが必要とされ、審査に合格した場合には、各銀行は預金高から資

図4 預金量（カンザス州）



〔出所〕Robb [1921], p. 127.

本と余剰を差し引いた残額に対して、10万ドルにつき500ドルの証拠金（Evidence of good faith）を州財務省に預託するよう求められた。また、この払込済み資本金の10倍をこえた預金を6ヶ月以上受けいれた場合には、免許が取り消された。

当初は付保の対象となる預金は、付利されない預金、3%以下の有期預金、1人あたり100ドルをこえない貯蓄勘定に限定されていたが、後に他の手段で保護されない預金全てに拡大された。また、利子率についても当初は3%と規定されたが、地域によって資金需要が異なること、したがって適正と考えられる利子率も異なると考えられることから、3%から5%の範囲に修正された。

（2）付保銀行の推移

1909年6月30日に制度が運用され始め、9月末には300近い銀行が登録された。1912年には456行が付保対象となっていた。1919年11月15

日時点では、649の銀行が預金保険に加入しており、443行が加入していなかった。しかし、行数では1.5倍程度でしかないものの、預金高では2.5倍になっており、これは大手の銀行が加入しているためであると考えられる。

1905年から1916年までの間の州法銀行と国法銀行の推移は図3、4に示すとおりであるが、明らかに州法銀行の方が行数、預金高とも顕著な伸びを示している。

この要因としては、まず預金保険の導入があげられる。

また、カンザス州での、各々の村落 (village) での小銀行設立は、都市の大銀行に流れる預金量を減らしたと考えられる。国法銀行は都市部の大銀行であるので、結果として国法銀行の預金量に影響を与えたのである。

(3) 破綻銀行とその要因

1920年代にはいるまでカンザス州の預金保険システムは三つの銀行破綻しか経験していない。最初の破綻行はアビリー州法銀行 (Abilene State Bank) であった。同行は1910年9月に出納係であった、ジョン・A・フラック (John A. Flack) の横領によって倒産した。

カンザス州の預金保険機構は同州の経済状態が良好な時期と重なっていたのであり、好景気ゆえの投機目的で銀行家の横領が発生することはあっても、全体としての深刻で構造的な問題には直面しなかったといえる。

1920年代にはいつて農産物の価格下落が顕著となり、1925年頃までには健全な優良銀行は預金保険システムを脱退してしまい、同機構は消滅に向かうことになるが、それまでの期間は銀行破綻も少なく、試練らしい試練はなかったの

である。

3. ネブラスカ州預金保険制度

(1) 法制度の特徴

ネブラスカ州預金保険制度は、1909年3月に立法化され、どちらかといえばカンザスではなくオクラホマ州の制度にならって作られていた¹⁸⁾。

加入は強制的で、預金の1.5%が課金された。予定された大きさにファンドが達した場合、課金は停止されたが、ファンドが預金の1%以下になった場合には、通常の課金が再開され、また場合によっては、特別課金も実施されるとされた。特別課金は1年あたり平均的な1日の預金量の1%をこえないものとされていた。

銀行破綻の際には、預金者は税金に次ぐ優先権をもち、利用可能な現金が支払われる。不足している場合には各銀行への特別課金が行われる。

同州の制度は、付利されている預金に対して何の規定もないという点で特筆されるものである。

(2) 付保銀行の推移

1904から1907年の期間でみると州法銀行と国法銀行は表3に示すように増加した。この3年間の平均でみると、州法銀行は行数では6.3%、預金量では18%増大しているのに対し、国法銀行は行数では6.3%、預金量では14.6%増大している。また、1905年以降の州法銀行と国法銀行の推移を図5、6に示す。

ネブラスカでは1897年以来15年間銀行破綻が生じておらず、保険法への公衆の関心は低かった。その結果、1908年には七つの州法銀行が国

法銀行へと転換し、1909年には五つの州法銀行が転換した。その資本金の合計は39万ドルであった。さらに1910年には8行（資本金合計52万5,000ドル）が、1911年には11行（資本金合計42万ドル）が国法銀行へ転換した。

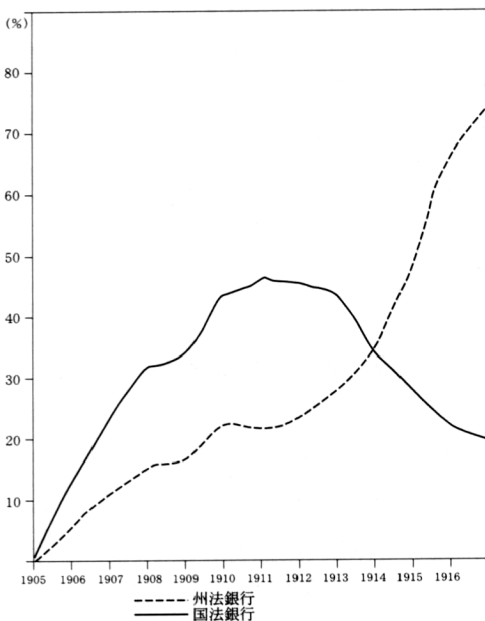
立法化後の3年間に24の州法銀行が国法銀行へと転じたということ、この期間ファンドに損失を発生させるような銀行破綻が生じていなかったということは、多くの銀行がほとんど預金保険の必要性を感じず、ファンド設立当初の重い負担を逃れようとしていたことを意味している。

表3 ネブラスカ州における銀行数および預金量の推移（1904-07）

	国法銀行		州法銀行	
	行数	預金量	行数	預金量
1904～05	12	9,221,000	31	10,582,000
1905～06	20	8,187,000	38	7,417,000
1906～07	17	8,933,000	37	6,862,000

〔出所〕 Robb [1921], p. 138.

図5 銀行数（ネブラスカ州）



〔出所〕 Robb [1910], p. 141.

しかし、基金の運営に深刻な問題が生じなかったことなどの要因から1912年以降、国法銀行への転換はとまり、州法銀行が増加し始めたのである。

（3）銀行破綻

当初の数年間には3件の銀行破綻が生じ、ファンドは当初約34万8,000ドルを支払い、破綻銀行の資産を流動化して資金回収に充てた。

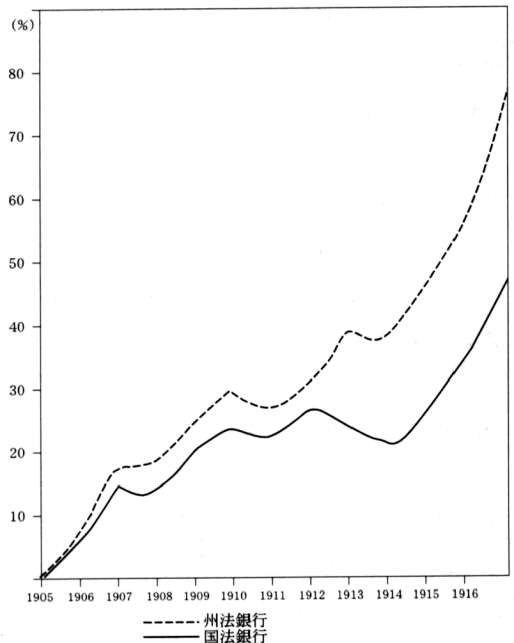
しかし全体としては、ネブラスカは1930年代にはいるまで破綻率は低く、州法銀行も国法銀行も同水準であった。1920年代に農家の所得が下落すると、州法銀行の破綻が増加するようになり、1921年から30年の破綻率は38.5%に達した。

4. テキサス州預金保険制度

（1）法制度の特徴

テキサスの法制度の特徴は、「預金者保険基

図6 預金量（ネブラスカ州）



〔出所〕 Robb [1910], p. 142.

金 (Depositors' Guaranty Fund)」と「預金者債券安全システム (Depositors' Bond Security System)」の二つのシステムを設立したことである¹⁹⁾。

銀行はどちらのシステムも選択可能である。

預金者保険基金を選択した銀行は、前年の平均的な当座預金高の1%を州銀行委員会に支払うよう要求される。初年の支払いの後、前年の当座預金高の4分の1%を支払い、ファンドが200万ドルに達するまで毎年続けられ、ファンドがこの額に達した場合には停止される。ファンドが枯渇した場合や緊急の場合は特別課金が行われる。健全で適切に経営されている銀行だけがこのシステムに参加することができ、州銀行委員会 (state banking board) がこの規準を満たしているか否かを判断する。

預金者保険基金を選択した銀行が破綻した場合には、預金者は利用可能な現金から直ちに支払いを受け、もし不足の場合には、ファンドが不足分を補う。銀行資産が流動化された場合には、銀行委員会は保険ファンドのための優先権を保有している。

預金者債券安全システムを選択した銀行は銀行局長 (Bank commissioner) に各年の年頭に「銀行預金者のために、資本金に等しい債券、保険証券、ないし他の損害保険証書を」登録するよう求められる。銀行局長はこれらの証券が適当か否か、受け取るか拒否するかを決定する。預金が資本金の6倍を超過した場合には、追加的な登録が必要とされる。

預金者債券安全システムを選択した銀行が破綻した場合には、銀行局長は清算作業を実施することになる。銀行局長は債券や保険証券の支払い義務を負う諸個人に通知し、この通知の60日後にこれらの証券は支払い可能となる。テキ

サス州の会社が支払いに応じない場合は、免許取消が、外国企業の場合にはテキサスでの取引が禁止される。

1909年の法改正はより厳しい銀行規制を導入したが、この点で銘記しておかなければならないのは、テキサスは預金と資本金との算術的な関係を規定しようと試みたアメリカ史上最初の州であるということである。

1万ドルの資本金の場合には、預金は資本金と剰余金の合計の5倍までに制限され、資本金の額が大きくなるにつれて認められる預金の限度も増大した。たとえば、資本金が2万ドルから4万ドルの間の場合には、7倍、資本金が4万ドルから7万ドルの間の場合には8倍、という様に、である。

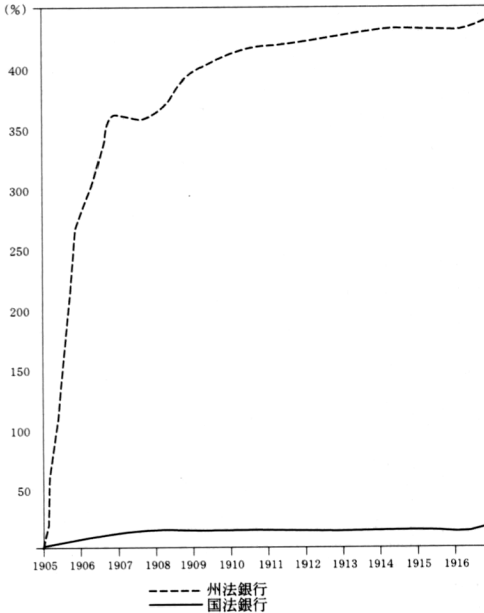
(2) 付保銀行の推移

テキサス州における大きな特徴は、図7、8に示されるように州法銀行の急速な増大である。これは預金保険の影響というよりも、1904年以前に存在した銀行制度上の間隙 (テキサス州では1844年以来、1904年に州法銀行が認められるまで銀行業が禁止されてきた) のためであると考えられている。1908年から11年にかけて国法銀行数が減少するが、これは預金保険もしくは急速に増加した州法銀行が影響していると考えられる。

(3) 銀行破綻とその要因

預金保険制度の下での最初の銀行破綻は、ハリス・カウンティ・バンク (Harris County Bank and Trust Company of Houston) で、同銀行は1911年8月に閉鎖された。破綻の主な要因は、不誠実な銀行業務にあったが、ファンドは約4万ドルの損失を被った。

図7 銀行数（テキサス州）

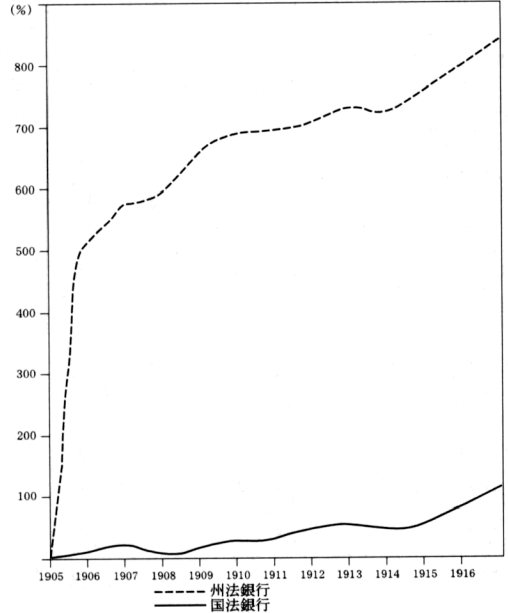


〔出所〕 Robb [1921], p. 157.

二番目の破綻はファースト・ステート・バンク・オブ・コペル（First State Bank of Kopperl）で、1911年12月に閉鎖された。

これらの銀行破綻の主な原因は、1909年の法改正でも除去することのできなかった銀行業に従事する人々の墮落、腐敗、不適格であった。州法銀行は国法銀行に比して資本規模も小さく、州の様々な地域で設立された。1904年以降の10年間で836の州法銀行が認可されたが、その中には銀行業の経験のないものによって経営されるものが多く含まれていた。したがって、テキサスにおいては、ネブラスカやカンザスよりも状況はもっと悲惨であったといえる。なぜならネブラスカやカンザスでは銀行業は相対的により長い歴史をもっており、経験も蓄積されていたからである。このような状態で、テキサス州の預金保険制度は1913年から1915年にかけて綿花の不作と綿価格の下落に見舞われ、結果1925年に終了することになる。

図8 預金量（テキサス州）



〔出所〕 Robb [1921], p. 158.

5. 州預金保険制度の終焉と連邦預金保険制度の設立

上述のように1908年以降に展開された州預金保険制度は、州ごとに多様な特徴を持つものであったし、国法銀行および州法銀行に与えた影響も多様であった。逆選択やモラル・ハザードの原型ともいえるような問題や状況も出現した。また、既述のネブラスカ州のように、銀行破綻が生ぜず、むしろ負担がクローズアップされ、銀行業にとっても経済過程一般にとっても、預金保険が内在的な要求とならない状況では預金保険制度への加入も進まないというケースも存在した。

しかし多様性はありつつも、共通していることは銀行業に対して一定の監督や規制は実施しつつも（この点からみれば規制強化となるが）、総体としては、設立を含め自由で急速な信用供与を可能にした制度をとっていたことで

表 4 1907年以降の州預金保険の状況

	オクラホマ		テキサス		カンザス			ネブラスカ	
	州法銀行	国法銀行	州法銀行	国法銀行	加入州 法銀行	非加入 州法銀行	国法銀行	州法銀行	国法銀行
制度開始年	1908	—	1910	—	1909	—	—	1911	—
制度開始1年前の銀行数	393	294	616	528	—	749	208	670	232
制度開始1年後の銀行数	613	242	828	511	456 ¹⁾	443 ¹⁾	207	693	245
銀行数									
1915	558	351	997	537	526	427	215	803	212
1920	612	348	1,125	556	676	420	249	1,037	188
1923	446	459	1,071	561	681	357	266	968	182
1925	381 ²⁾	393	943	642	611	381	258	939	172
1930	322 ²⁾	278 ²⁾	762	593 ²⁾	0	806	245	625	171
制度終了年	1923	—	1925	—	1929	—	—	1930	—
破綻数									
～1920			17	4					
～1921	29 ³⁾	3	51	12	5	11	2	20	5
1920-1922					17	6	0		
1920-1923	68	7							
1920-1925			98 ⁴⁾	14					
1922-1924	106	27	44	6	42	12	4	58	11
1924-1926					35	10	2		
1921-1930								329	31
破綻率									
～1920			1.8	0.8					
～1921	4.8	0.9	5.1	2.3	0.9	2.4	0.9	2.6	2.4
1920-1922					2.5	1.4	0.0		
1920-1923	12.5	1.7							
1920-1925			9.1	2.4					
1922-1924	24.1	6.1	4.1	1.1	5.9	3.0	1.5	6.0	6.1
1924-1926					5.3	2.6	0.7		
1921-1930								38.5	18.2

(注) 1) 1912年の数値。

2) 保険制度はすでに失効している。

3) 95行が破綻したが、66行はファンドに損失をかけていない。

4) 150行が破綻したが、52行はファンドに損失をかけていない。

5) 期間中の平均行数を分母として計算。

〔出所〕 Calomiris [1989], p. 22.

あり、預金保険制度はこうした制度が運営されていく上での、必要な金融機能の一部分を担っていたということである。南北戦争以前と以後とを比較した場合でも、もちろん銀行業の実態として紙券発行から預金へと業務の中心が移っていったことや国法銀行制度の成立などの状況の変動に伴う保険スキームの変化などはあるが、Golembe がいうように金融機能の一部分を担う、ということが主たる目的であり、個人の資産保護という性格はこの主目的に付随した、二次的なものであったという点は一貫しているように思われる。

州預金制度は1920年代の農業不況等の影響で消滅していくことになるが、ここで取り上げた4州の預金保険制度について、銀行数の推移と破綻率の傾向を表4に示しておく。

預金保険制度は州レベルのものが消失していった後、連邦レベルでの保険プログラムへと移っていくことになる。連邦預金保険制度の成立過程²⁰⁾や性格については本稿の対象外であるが、ここでは以下の2点を指摘しておきたい。

第1は、上述の性格は連邦レベルの預金保険制度にも引き継がれていくことになった、ということである。Calomiris & White はユニット・バンキングやそれによって存続した小規模銀行に連邦預金保険制度成立の根拠を求めている（具体的にはその要求が政治過程に転化されて争われることになる）が²¹⁾、当時のアメリカにおいて小銀行の存在と機能が現実的前提である以上、このことは連邦預金保険が金融機能の一部分としての預金保険制度という州レベルの預金保険制度の性格を継続していることを示しているように思われる。

第2はこうである。連邦預金保険制度はニュー・ディール期に成立し、当時の政権・議

会の影響を強く受けているということである。議会は、たとえば1933年カルフォルニア大地震への対応において従来の姿勢から踏み出した、個人資産の保護・救済をはかる措置をとっている²²⁾。したがって連邦預金保険制度の性格を考える上では、資本主義における個人資産の位置付けもの変化も含めて、こうした点に留意する必要があるということである。

なお、これらの点を含んだ、連邦預金保険制度の成立とその性格についての検討は今後の課題としたい。

注

- 1) 保険プログラムの概要については、さしあたり General Accounting Office [1997] を参照されたい。
- 2) なお、厳密に言えば預金保険と銀行の債務全体に対する保険とは異なるが、本稿では便宜上制度の呼称については、銀行債務保険についても預金保険という用語を用いる。呼称に関わらず、各制度の具体的内容については以下に述べるとおりである。
- 3) 州預金保険制度の全体像については、さしあたり FDIC [1998] pp. 3-19を参照されたい。なおここで一覧表としてまとめられている各制度の特徴については修正された内容が反映されておらず、この意味で十全なものではない。
- 4) (1) 全体を通じ特に断らない限り Caddock [1910], pp. 233-257に依拠している。
- 5) (2) 全体を通じ特に断らない限り Caddock [1910], pp. 259-273に依拠している。なお、銀行債務保険あるいは預金保険という考え方は、アメリカ社会において従来存在したものではなく、フォルマンの提案の思想的起源については、しばしば中国の商慣習があげられる。この点については、さしあたり、Radecki [1990] を参照されたい。
- 6) この部分は当初立法化されなかったが、後に修正が加えられ、立法化された。FDIC [1998], p. 3.
- 7) Golembe [1960], p. 189. なお、ここで Golembe は、ニュー・ヨーク州の銀行債務保険制度だけでなく、南北戦争以後に成立した、諸制度についても対象としてこのような指摘を行っている。
- 8) (3) 全体を通じ特に断らない限り Chaddock [1910], pp. 275-308に依拠している。
- 9) (4) 全体を通じ特に断らない限り Chaddock [1910], pp. 305-306および pp. 369-388に拠している。
- 10) Knox [1903], p. 416.
- 11) さしあたり FDIC [1998], p. 3を参照されたい。
- 12) Golembe [1960], pp. 185-186.
- 13) この点について詳しくは、Friedman & Schwarz

- [1963], p. 156を参照されたい。
- 14) 1節の叙述は特に断らない限り, Robb [1921], pp. 20-106に依拠している。
- 15) Calomiris [1989], p. 20.
- 16) 2節は特に断らない限り, Robb [1921], pp. 107-130に依拠している。
- 17) *Ibid*, p. 23.
- 18) 3節全体を通じ特に断らない限り Robb [1921], pp. 131-144に依拠している。
- 19) 4節全体を通じ特に断らない限り Robb [1921], pp. 145-159に依拠している。
- 20) さしあたり, FDIC [1952], FDIC [1984], FDIC [1998]などを参照されたい。
- 21) Calomiris & White [2000].
- 22) Wright [2000], p. 67. なお, この措置は Joint Resolution to authorize the Reconstruction Finance Corporation to make loans for financing the repair or reconstruction of buildings damaged by earthquake in 1933を指している。

参考文献

- Burns, Helen M. [1974], *The American Banking Community and New Deal Banking Reforms 1933-1935*.
- Chaddock, Robert E. [1910], *The Safety Fund Banking System in New York 1829-1866*.
- Calomiris, Charles W. & White, Eugene N. [2000], "The origins of federal deposit insurance", Calomiris, Charles W., *U.S. Bank Deregulation in Historical Perspective*.
- Calomiris, Charles W. [1989], "Deposit Insurance: Lessons from the record", FRB of Chicago, *Economic Perspective*, May-June, pp. 10-30.
- Dewey, Davis R. [1910], *State Banking before the Civil War*.
- Doti, Lynne Pierson & Schweikart, Larry [1991], *Banking in the American West*.
- Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) [1952], "History of Legislation for the Guaranty or Insurance of Bank Deposits", 1951 FDIC Annual Report.
- FDIC [1984], *The First Fifty Years*.
- FDIC [1998], *A Brief History of Deposit Insurance in the United State*.
- FRB [1926], "Branch Banking in the United States", *Federal Reserve Bulletin*, June, pp. 401-408.
- Friedman, Milton & Schwarz, Anna J. [1963], *A Monetary History of the United States, 1867-1983*.
- General Accounting Office [1997], *Budget Issues: Budgeting for Federal Insurance Programs*.
- Golembe, Carter H. [1960], "The Deposit Insurance Legislation of 1933", *Political Science Quarterly*, Vol. LXXVI, June, pp. 181-200.
- Knox, John Jay [1903], *A History of Banking in the United States*.
- Radecki, Lawrence J. [1990], "A Survey of the origins and purpose of deposit protection programs", FRBNY, *Research Paper* No. 9034, November.
- Robb, Thomas Bruce [1921], *The Guaranty of Bank Deposits*.
- White, Eugene N. [1983], *The Regulation and Reform of American Banking System, 1900-1929*.
- Wright, James M. [2000], *The Nation's Responses To Flood Disasters: A Historical Account*.

(宇都宮大学国際学部助教授・当研究所客員研究員)